

事 務 連 絡  
令和 6 年 5 月 1 0 日

自治会長等 各位

流山市長 井崎 義治  
(公印省略)

令和 7 年度以降の補助金申請に向けた要望書等の提出  
について (依頼)

市では、自治会等が行う各種事業に対し、補助制度を設けております。つきましては、予算の策定にあたり、来年度以降に対象事業の補助金交付を希望される自治会の方は、下記のとおり書類の提出をお願いします。

※該当がない自治会の方は、提出不要です。

記

## 1 対象事業等

資料 番号	種別	対象事業	提出期限
①	意向調査	防犯カメラ設置事業	<u>6月3日(月)</u>
②	意向調査	自治会館建設事業	<u>6月3日(月)</u>
③	要望書	・自治会館大規模修繕 ・自治会館の冷暖房機器設置 ・自治会の掲示板設置等	<u>8月16日(金)</u>

## 2 留意点

- (1) 事前申請制となり、申請時点で着工している事業は、補助金の対象となりませんので御注意ください。
- (2) 予算には限りがあることから、要望に添えない場合もありますので御了承ください。
- (3) 要望書は記名のみで提出できます(署名・押印不要)。窓口への持参、郵送のほか、電子メールでも提出可能ですので、要望書のデータが必要な場合は、下記まで御連絡ください

<問い合わせ先>

流山市役所コミュニティ課

電話：04-7150-6076 FAX：04-7159-0954

E-mail：komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp

E-mail 用



①-1

## 防犯カメラ設置事業費補助金申請

### に向けた意向調査について

自治会名 \_\_\_\_\_

会長氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

今後の、防犯カメラ設置費事業費補助金の申請予定について、下記のとおり回答します。

#### 記

#### (1) 申請予定年度について

令和7年度に申請する \_\_\_\_\_台以内

↳ 後日、コミュニティ課から必要書類等詳細についてご連絡します。

令和7年度以降に申請予定

↳ 現時点での計画について教えてください（複数回答可）

- {
- 令和8年度 \_\_\_\_\_台
  - 令和9年度 \_\_\_\_\_台
  - 令和10年度 \_\_\_\_\_台
  - 令和11年度 \_\_\_\_\_台
  - 令和12年度以降 \_\_\_\_\_台
  - 時期は決まっていないが検討中である \_\_\_\_\_台
- }

(2) 確認事項（実際に申請する場合）

- 設置場所について、自治会において流山警察署と協議する必要があります。
- 画像面積の2分の1以上公道等を映すことが条件です。
- 監視カメラではないことが条件です。
- ※監視カメラとは特定の犯人（不法投棄等）を探す目的のカメラをいいます。
- 自治会で地権者や施設管理者に対して承諾を得る必要があります。
- 映像及び機器管理（維持費の負担等）は自治会で行う必要があります。

提出期限：令和6年6月3日（月）まで

【問い合わせ先】

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所コミュニティ課 防犯係

担当：大屋・海老原・相馬

電話 04（7150）6076

FAX 04（7159）0954

E-mail：komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp



E-mail 用

# ①-2

## 自治会が設置する防犯カメラへの補助制度概要について

流山市では、犯罪の起こりにくい環境づくりのため、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所(以下「公道等」という。)の犯罪の防止を目的に、自治会等が防犯カメラの設置をする際の設置費用に対し補助金を交付します。

### (1)補助制度の概要

補助対象団体	流山市に登録された自治会
補助対象となる防犯カメラ	<p>次の各号に掲げる要件の全てに該当する防犯カメラとする。</p> <p>(1) 自治会が設置する防犯カメラであること。</p> <p>(2) 警察署との協議を経て、防犯カメラの設置場所を選定していること。</p> <p>(3) 撮影された映像のうち、<u>公道等の画像面積が2分の1以上</u>であること</p> <p>(4) 更新設置の場合は、<u>前回設置が完了した日の属する会計年度終了後、5年以上経過していること。</u></p>
補助額	<p>設置費用の2分の1の額(上限30万円/台)</p> <p>※千葉県補助金制度を活用しているため、今後補助額が変わる可能性があります。</p>
対象経費	防犯カメラ等の購入及び取付工事に要する経費(防犯カメラの設置を明示するための看板等設置経費を含む。)
対象外経費	<p>防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費、モニター設置経費、防犯カメラ等の維持管理(月々の電気代、保守点検料※1、カメラ設置後に発生する電柱共架料※2)に要する経費。</p> <p>※1保守点検は年に1回を推奨しています。</p> <p>※2共架料とは電柱にカメラなどを設置することで生じる料金です。</p>
その他の補助要件(1/2)	<p>(1) 防犯カメラ等の設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。</p> <p>(2) 自治会内で設置について承認が得られていること。</p> <p>(3) 設置場所(土地)所有者の同意又は許可を得ていること。</p>

<p>その他の 補助要件 (2/2)</p>	<p>(4) 防犯カメラについて、以下の項目を含む管理運用規程が運用開始の日までに定められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</li> <li>②撮影している旨及び設置者の表示</li> <li>③記録した映像の保管方法、保管期間、保管期間終了後の消去方法</li> <li>④記録した映像の利用・提供の制限</li> <li>⑤苦情処理対応</li> <li>⑥その他防犯カメラの運用に関すること</li> </ul> <p>(5) 他の補助金等を受けていないこと</p> <p>(6) 令和 8 年2月28日までに設置工事及び市への実績報告が完了できること。</p>
--------------------------------	--

## (2)補助制度の詳細

### ①設置目的

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひったくり・自動車盗・車上狙い等の犯罪防止</li> <li>・子どもの通学路の安全対策</li> <li>・不審者・声かけ事案の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等の監視目的</li> <li>・その他防犯以外の目的 (いたずら防止・捨て猫対策等)</li> </ul>

②撮影範囲(補助対象の撮影範囲が2分の1以上となること)

設置場所によって管理者へ許可申請書の提出が必要な場合があります。

	補助対象	補助対象外
公道	国道・県道・市町村道の別は問わない。	
私道等	通り抜け可能で、不特定多数の人が通行できる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・袋小路となっており、主にその道路沿いに居住する住民が利用する場合</li> <li>・マンションや団地の敷地内など、通り抜けしている実態はあっても、公に容認されていない場合</li> </ul>

③対象経費

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラの購入・設置工事費</li> <li>・専用柱の設置工事費</li> <li>・既存カメラの入替</li> </ul> <p>(設置が完了した日の属する会計年度終了後5年以上経過したものに限り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録媒体の購入費(予備分は対象外)</li> <li>・東京電力等への共架等申請に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置後5年未満の既存カメラの入替</li> <li>・<u>既存設備の撤去・移設費</u></li> <li>・土地使用・取得・造成費等</li> <li>・産業廃棄物処分費</li> <li>・維持、管理、修繕費</li> <li>・<u>パソコン、モニターの本体及びその設置経費</u></li> <li>・予備の記録媒体</li> </ul> <p>(SDカードはカメラ1台につき2枚を超える分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力等の事前調査費用、カメラ設置後に発生する電柱共架料</li> </ul>

### (3)その他注意点等

・防犯カメラの購入には契約書が必要です。

※契約書の参考例は市でお示しいたします。

・防犯カメラの設置にあたり撮影している旨及び設置者を表示するステッカーが必要です。

なお、ステッカーは歩行者等が防犯カメラ付近を通行する際に、目に入るものを想定しています。

・防犯カメラは犯罪抑止のためのものであり、監視カメラではありません。したがって撮影した映像は設置者であっても見ることはできません。警察等から捜査で映像提供依頼などがあった場合のみ、映像内容を見ずに映像情報を提供することとなります。

・設置した防犯カメラの映像及び機器について、設置した自治会で管理(電気料、電柱共架料、保守点検料が発生)することとなります。

・公道にポールを建柱し防犯カメラを設置することは可能ですが、道路上に工作物が多くなると道路交通上の妨げになる恐れがあります。そのため、まずは電柱への設置や民地でのポール建柱を検討してください。

・防犯カメラは道路照明灯のポールには設置できません。

・設置したい電柱に市の防犯灯具がついている場合は、防犯灯具よりも上部にカメラを設置してください。

②

## 自治会館建設事業費補助金申請 に向けた意向調査について

自治会名 \_\_\_\_\_

会長氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

標記の件につきまして、今後、自治会館建設事業費補助金の申請を予定しているため、下記のとおり回答します。

### 記

#### (1) 申請予定年度について

令和7年度に申請する

↳ 後日、コミュニティ課から必要書類等詳細についてご連絡します。

令和7年度以降に申請予定

↳ 現時点での計画について教えてください（複数回答可）

- {
- 令和8年度
  - 令和9年度
  - 令和10年度
  - 令和11年度
  - 令和12年度以降
  - 時期は決まっていないが検討中である
- }

#### (2) 自治会館建設事業資金貸付制度の利用について

利用する予定である

利用しない予定である

検討中

以上で、意向調査は終了となります。  
ご協力いただきありがとうございました。

提出期限：令和6年6月3日（月）まで





※各種補助金の活用予定がない自治会は、回答不要です。

③ - 1

令和6年 月 日

(宛先) 流山市長

自治会名 \_\_\_\_\_ 自治会  
代表者 会長 \_\_\_\_\_  
住 所 流山市 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

令和7年度に活用を希望する補助金の要望について(依頼)  
表題の件につきまして、令和7年度に下記のとおり事業を実施するにあたり、必要書類一式を添付の上、補助金の交付を要望いたします。

記

1 事業内容  
( 大規模修繕 ・ 冷暖房機器設置 ・ 掲示板設置等 )

2 実施理由

3 実施期間  
概ね 日間

4 添付書類

	大規模修繕	冷暖房機器	掲示板設置等
①見積書の写し	○ (3社分)	○ (3社分)	○ (1社分)
②事業を行う場所の写真(複数枚)	○	○	○
③賃貸借契約書等の写し	△※	△※	×
④購入する機器等の仕様が分かる資料	×	○	○
⑤土地所有者(管理者)の承諾が確認できる書類	×	×	○

※建物を賃貸借契約等により借用している場合のみ

提出期限：令和6年8月16日(金)まで

問い合わせ先：コミュニティ課コミュニティ係 松田、齋藤、内藤、恩田  
TEL：04-7150-6076 FAX：04-7159-0954 E-mail：komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp



E-mail用

記載例

令和6年 月 日

(宛先) 流山市長

記入してください。

自治会名 ○○○○○○○○ 自治会  
 代表者 会長 ○○○ ○○○  
 住所 流山市○○○×丁目△-△△  
 連絡先 ○○-○○○○-○○○○

該当する事業内容を1つ選んでください。  
 ※同じ年度に複数の事業を実施する場合は、  
 それぞれ要望書を作成してください。

について  
 あり事  
 す。

※代表者名は記名のみで可  
 (署名や押印がなくても  
 構いません。)

- 1 事業内容.....記  
 ( 大規模修繕 ・ 冷暖房機器設置 ・ 掲示板設置等 )

2 実施理由

(例) 現在設置している冷暖房機器が、経年劣化により故障したため、機器の交換  
 を行いたい。

3 実施期間

概ね 3 日間

記入してください。

4 添付書類

	大規模修繕	冷暖房機器	掲示板設置等
①見積書の写し	○ (3社分)	○ (3社分)	○ (1社分)
②事業を行う場所の写真 (複数枚)	○	○	○
③賃貸借契約書等の写し	△※	△※	×
④購入する機器等の仕様が分かる資料	×	○	○
⑤土地所有者 (管理者) の承諾が確認できる書類	×	×	○

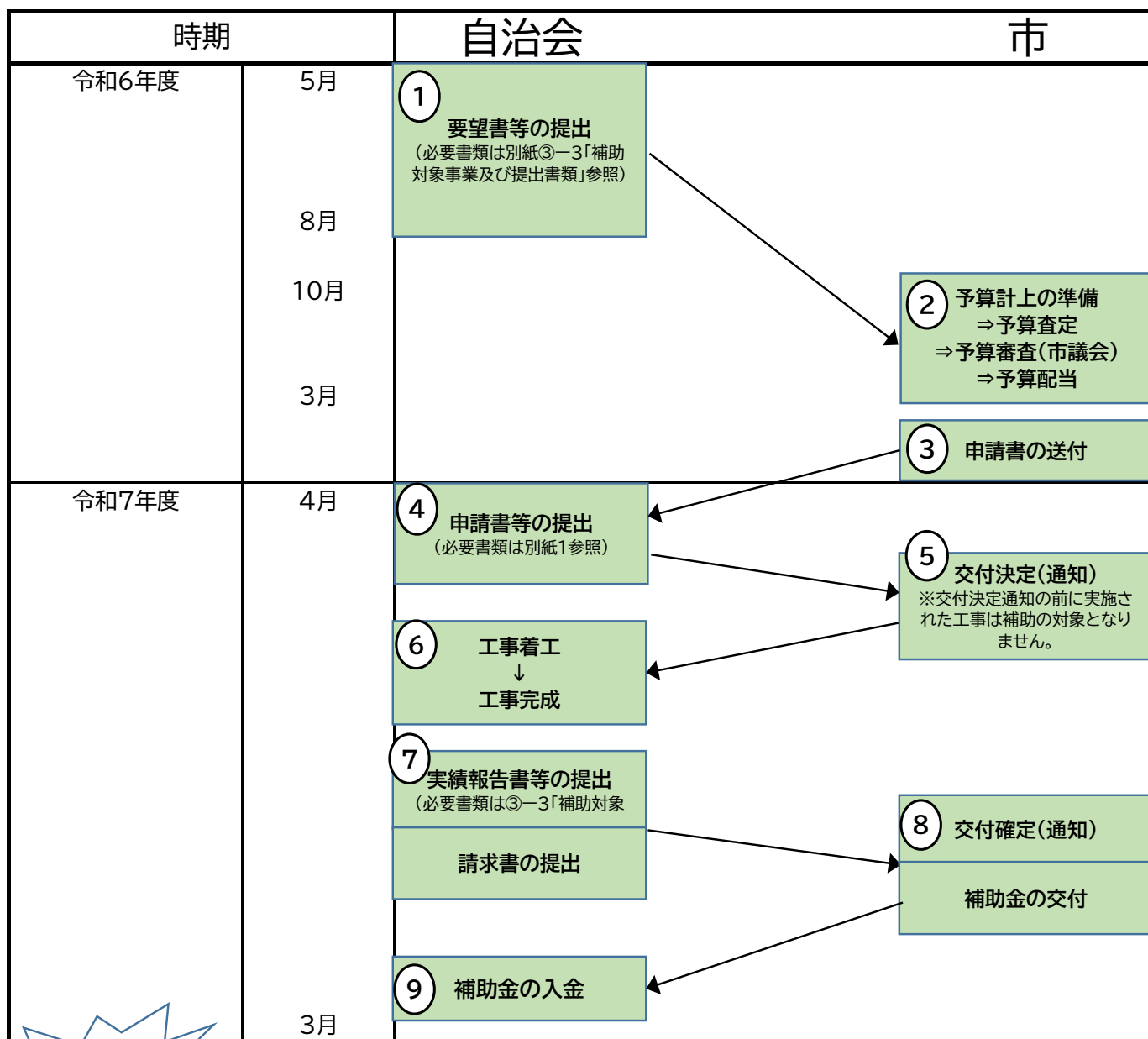
※建物を賃貸借契約等により借用している場合のみ

# 補助対象事業及び提出書類

令和7年度(令和7年4月～令和8年3月末)までに補助金を受ける場合は、下記の書類の提出が必要になります。見積徴収の際は、**市内事業者の活用**を御検討ください。(自治会ハンドブックもあわせて御確認ください)

対象事業名	要件	補助額	要望に必要な書類 (令和6年8月16日(金)まで)	申請時必要書類 (令和7年4月～)	実績報告書 (工事終了後～令和8年3月末まで)
自治会館の大規模修繕	<p>①自治会自ら維持管理している自治会館で自治会が工事の発注・支払いをすること</p> <p>②令和4年度、令和5年度及び令和6年度に当補助金を受けていないこと</p> <p>③修繕に要する経費が20万円以上となるもの</p>	<p>対象経費の3分の1の額とし、100万円を限度(1万円未満切り捨て)</p> <p>(※床面積が300平方メートルを超える鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他耐久性の高い構造を有する自治会館において躯体の劣化を防ぐために必要な修繕を行う場合においては限度額300万円)</p>	<p>①要望書 *別添のサンプルを参考にしてください。</p> <p>②3社以上の見積書(写)</p> <p>③修繕する部分が見える写真(複数枚)</p> <p>④自治会が工事を行う旨を証する書類(賃貸借契約書など) →管理組合等から自治会館を賃貸借等している場合のみ</p>	<p>①申請書 *様式があります。(令和7年3月末頃に市から送付します)</p> <p>②3社以上の見積書(写) *再度3社以上の見積書(写)を提出いただきます。 *申請日に有効期限内のもの</p> <p>③令和7年度自治会予算書 *次の項目が計上されているか確認します。 ・収入→補助金による収入 ・支出→工事費用による支出</p>	<p>①実績報告書</p> <p>②請求書 *①と②は様式があります。(交付決定時に市から送付します)</p> <p>③領収書(写)</p> <p>④工事後の写真(複数枚)</p>
自治会館の冷暖房機器設置	<p>①自治会自らが維持管理している自治会館で自治会が工事を発注・支払いをすること</p> <p>②令和4年度、令和5年度及び令和6年度に当補助金を受けていないこと</p> <p>③設置に要する経費が5万円以上となるもの</p>	<p>対象経費の3分の1の額とし、100万円を限度(1万円未満切り捨て)</p>	<p>①要望書 *別添のサンプルを参考にしてください。</p> <p>②3社以上の見積書(写)、設置機種のカatalog(写)</p> <p>③修繕する部分が見える写真(複数枚)</p> <p>④自治会が工事を行う旨を証する書類(賃貸借契約書など) →管理組合等から自治会館を賃貸借等している場合のみ</p>	<p>①申請書 *様式があります。(令和7年3月末頃に市から送付します)</p> <p>②3社以上の見積書(写) *再度3社以上の見積書(写)を提出いただきます。 *申請日に有効期限内のもの</p> <p>③設置機種のカatalog(写)</p> <p>④令和7年度自治会予算書 *次の項目が計上されているか確認します。 ・収入→補助金による収入 ・支出→工事費用による支出</p>	<p>①実績報告書</p> <p>②請求書 *①と②は様式があります。(交付決定時に市から送付します)</p> <p>③領収書(写)</p> <p>④工事後の写真(複数枚)</p>
自治会の掲示板設置等	<p>①掲示板の新設・建替え(保護板あり)</p> <p>②掲示板の新設・建替え(保護板なし)</p> <p>③掲示板の修繕 *既存の掲示板への保護板の設置、掲示板の塗り替え、掲示板の板部分の交換等</p>	<p>掲示板の設置等に要する経費の2分の1の額とし、掲示板1基あたり5万円を限度(千円未満切り捨て)</p> <p>掲示板の設置等に要する経費の2分の1の額とし、掲示板1基あたり3万円を限度(千円未満切り捨て)</p> <p>掲示板の修繕に要する経費の2分の1の額とし、掲示板1基あたり2万円を限度(千円未満切り捨て)</p>	<p>①要望書 *別添のサンプルを参考にしてください。</p> <p>②1社以上の見積書(写)、製品が分かるカatalog等(写)</p> <p>③設置場所がわかる地図および写真(複数枚)</p> <p>④設置場所の所有者(管理者)の承諾が確認できる書類例 ・私有地の場合→所有者の承諾書(任意様式) ・公園敷地内→都市公園占用許可書(所管:みどりの課)</p>	<p>①申請書 *様式があります。(令和7年3月末頃に市から送付します)</p> <p>②1社以上の見積書(写) *再度、見積書(写)を提出いただきます。 *申請日に有効期限内のもの</p> <p>③製品が分かるカatalog等(写)</p>	<p>①実績報告書</p> <p>②請求書 *①と②は様式があります。(交付決定時に市から送付します)</p> <p>③領収書(写)</p> <p>④工事後の写真(複数枚)</p>
自治会館の新築・増築	<p>①新築 *延べ面積が33㎡以上</p> <p>②増築 *既存の自治会館の床面積を10㎡以上増加させること</p> <p>③くみ取りトイレ →水洗トイレに直すこと</p>	<p>世帯数により異なります</p> <p>対象経費の2分の1の額とし、300万円を限度</p> <p>工事費の3分の1</p>	<p>令和6年5月10日付けで依頼している意向調査において、令和7年度に補助金活用の意向をご連絡いただいた自治会にのみ、別途、ご案内します。</p>		
自治会館の建設事業にかかる資金貸付	<p>新築・増築・用地取得・既存物件の取得等</p>	<p>事業内容等により異なります</p>			

## 要望から交付までの流れ



### 注意

\* 提出された見積書(写)のうち、対象経費(対象外経費除く)が最低額となる見積書(写)を基に補助金額を算出します。

\* 来年の4月以降に行う④「申請書提出」時にも、有効期限内の見積書(写)の提出が再度必要です。  
大規模修繕・冷暖房機器設置の場合は、改めて3社分の見積書(写)が必要となりますので、予めご承知おきください。

\* ①「要望書提出」時の補助金額が、④「申請書提出」時の補助金額の上限額となります。

- ・「①要望時の補助金額 > ④申請時の補助金額」の場合 → ④の補助金額で決定
- ・「①要望時の補助金額 < ④申請時の補助金額」の場合 → ①の補助金額で決定